



鳥取県公報

平成 26 年 6 月 13 日 (金)
第 8 6 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (461) (くらしの安心推進課) 2
	土地改良区の頭首工管理規程の認可 (462) (農地・水保全課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (463) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (464) (〃) 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (465) (西部総合事務所地域振興局) . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (466) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (467) (〃) 4

告 示

鳥取県告示第461号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
八頭郡 八頭町	平成26年7月18日（金）	午後1時から 午後3時まで	八頭郡八頭町徳丸625 八東フルーツ総合センター
〃	平成26年7月24日（木）	午前10時から 正午まで	八頭郡八頭町宮谷80 中央公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成26年7月29日（火）	〃	八頭郡八頭町船岡539-1 船岡地区公民館
八頭郡 智頭町	平成26年8月1日（金）	〃	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター
八頭郡 若桜町	平成26年8月5日（火）	〃	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町公民館

鳥取県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、若土土地改良区の頭首工管理規程を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 管理規程の概要

- この頭首工は、若土大口頭首工と称する。
- かんがい期は、毎年5月1日から10月31日までの期間とする。
- 管理者は、かんがい期間において気象及びかんがいの状況を考慮しつつ、受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 管理者は、頭首工を操作するために必要な機械及び器具、管理のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。
- 管理者は、鳥取地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
- 管理者は、かんがい期において水位が低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における

取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

2 認可の年月日

平成26年6月9日

鳥取県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月13日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
河崎一寿	河崎歯科医院	倉吉市福庭町二丁目13	平成26年6月6日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第464号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月13日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
河崎一寿	河崎歯科医院	倉吉市福庭町二丁目13	平成26年6月6日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第465号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年6月13日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成26年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ライヴ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大田 百子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市淀江町中間692

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第466号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月13日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社HHP	ほかほか倶楽部	米子市目久美町42-1	平成26年6月10日	通所介護
株式会社ノーブルライフ	訪問介護睦月	米子市淀江町佐陀1282-1	平成26年6月21日	訪問介護

鳥取県告示第467号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月13日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社HHP	ほかほか倶楽部	米子市目久美町42-1	平成26年6月10日	介護予防通所介護